

(証券コード 2207)
平成28年6月10日

株 主 各 位

名古屋市西区笹塚町二丁目41番地
名 糖 産 業 株 式 会 社
代表取締役社長 小 島 寛 志

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 名古屋市西区花の木二丁目18番23号
名古屋市西文化小劇場（名古屋市西図書館地下3階）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第74期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.meito-sangyo.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用の改善や円安の進行などを背景に緩やかな景気回復を続けてきました。しかし、年度終盤には、家計の生活防衛意識の高まりにより個人消費の息切れが見られ、また、海外経済の減速も伴って、国内景気の足踏みが目立つようになりました。

当社グループの中核事業の一つである菓子・食品の市場におきましては、消費者の節約意識が根強く残る一方で、高い原材料コストや販売促進費が企業収益を圧迫して、厳しい事業環境が続きました。

こうした情勢のもと、当社グループは、商品の品質向上と安全性確保のため品質管理体制の強化に引き続き注力するとともに、お客様のニーズにお応えできる高付加価値商品の提供ならびに積極的な販売促進活動を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比6.5%増の21,390百万円となりました。営業利益につきましては、数理計算上の差異に伴い退職給付費用が一時的に増加しましたが、売上規模の拡大と事業活動の効率化を推し進めた結果、482百万円となりました。なお、前連結会計年度は292百万円の営業損失でありました。また、経常利益は営業外収益543百万円などを計上して、前連結会計年度比4倍強の951百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、特別利益に投資有価証券売却益203百万円を、特別損失に固定資産除売却損111百万円を計上しました結果、前連結会計年度比11倍を超える763百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

食品事業

当連結会計年度におきましては、主力の菓子部門はお客様の視点に立った新商品を投入して、「プレゼントキャンペーン」や主力商品を使った「レシピコンテスト」などの営業施策を積極的に展開しました結果、売上が好調に推移して増収となりました。チョコレート類は、チョコレートの効能がマスコミなどで取り上げられるなか、主力ブランドの「アルファベットチョコレート」やその姉妹品の新商品「ドミニカブレンド」などのファミリータイプの商品が売上を大きく伸ばして、増収となりました。キャンディ類は、受託商品が伸長して増収となりました。

粉末飲料部門は、「香り高いミルクココア」や「スティックメイトフルーツアソート」などが順調に売上を伸ばして、増収となりました。

また、主として九州地区で製造・販売している冷菓部門は、一部商品の価格改定にもかかわらず自社商品、受託商品がともに伸長して、増収となりました。

そのほか、連結子会社の株式会社エースベーカリーは、市場シェアの拡大を目指して積極的な商品提案や営業施策を展開しましたところ、主力のバウムクーヘン類やゼリー類がともに好調に売上を伸ばして、増収となりました。

これらの結果、食品事業の売上高は前連結会計年度比6.8%増の18,859百万円となりました。営業利益につきましては、高い原材料コストが利益の圧迫要因となりましたが、中核ブランドを中心とした販売強化による売上規模の拡大により、前連結会計年度比7倍強の811百万円となりました。

化成品事業

酵素部門につきましては、海外企業との販売競争が激化しておりますが、円安の追い風を受けるなかグローバルな営業活動を展開しました結果、チーズ用凝乳酵素「レンネット」、脂肪分解酵素「リパーゼ」がともに好調に推移して、増収となりました。

また、薬品部門につきましては、乳癌転移検出用医療機器で使用される「デキストランマグネタイト」は前連結会計年度並みの売上でしたが、医薬品、X線フィルムなどの原料用の「デキストラン」やその化学的誘導体である「デキストラン硫酸」などの売上が伸びず、減収となりました。

これらの結果、化成品事業の売上高は前連結会計年度比5.7%増の2,243百万円となり、営業利益につきましては前連結会計年度比2倍強の243百万円となりました。

不動産事業

不動産事業につきましては、賃貸物件のうち一部の契約が前連結会計年度中に終了したことなどにより、売上高は前連結会計年度比1.9%減の287百万円となり、営業利益は前連結会計年度比6.7%減の102百万円となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は880百万円で、主なものは名古屋工場におけるチョコレート製造設備ならびに八王子工場におけるデキストラン製造設備の更新などであります。これらに必要な資金は、すべて自己資金により充當いたしました。

(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、経済・金融政策による景気回復が期待されているものの、消費マインドは盛り上がりを欠き、企業間の低価格競争や高い原材料価格によるコストの増加が予想されるなど、先行きは予断を許さない状況が続くものと懸念されます。また、食品業界においては消費者の健康への関心や安全性志向がますます高まるなかで、食品の品質管理や安全性への取り組みが一層強く求められております。

このような状況のもと、当社グループは、お客様の視点に立った安全・安心で高品質な商品を提供するとともに、事業の効率化やコスト削減を進めて収益力の強化を図り、企業の永続的な発展と企業価値の増大を目指してまいります。具体的な取り組み課題は以下のとおりであります。

*食品事業につきましては、国内の少子高齢化やファミリー世帯の減少が進むなかで、企業間の販売競争が激化して、厳しい経営環境が続くものと予想されます。このような環境のもと、当社グループは、消費者の健康志向や多様化したライフスタイルにお応えできるよう、市場環境を見据えた商品開発と販売戦略に取り組ん

でまいります。これらにより、新たな需要を喚起して低価格競争にさらされない高機能商品の提供を推し進めてまいります。同時に「アルファベットチョコレート」や粉末飲料の「レモンティー」、また連結子会社である株式会社エースペーカーリーの「厚切りバウムクーヘン」などの中核ブランドをさらに強化するとともに、グループ各社の連携を一段と強めてシナジー効果を発揮して、食品事業の拡大を目指してまいります。

また、本年3月には、チョコレートの新工場用地として、愛知県瀬戸市内に44千㎡の土地を取得する売買契約書を締結しました。今後、新工場を建設して、生産能力を増強するとともに生産の効率化と品質の向上を図ってまいります。一方、高齢化社会で介護食などの栄養食品の需要が高まるなか、当社の技術を生かした栄養食品を提案してまいります。

さらに、株式会社エースペーカーリーにおきましても、消費者のニーズにお応えできる商品開発と精力的な営業施策を推進して、販売シェアの拡大と収益力の向上に努めてまいります。また、世界最大のマーケットである中国においてケーキ類を製造販売することを目的として、当社と中国旺旺控股有限公司の傘下企業である香港旺旺控股有限公司との間で合弁会社「南京名糖旺旺食品有限公司」を設立しました。中国のケーキ類市場において同社と共同で事業展開を図ってまいります。

今後も当社グループは、原材料や商品の安全性を追求するとともに、品質管理や生産体制を一層強化して、お客様に安心してお買い上げいただける高品質な商品をお届けできますよう注力してまいります。

- *化成品事業の酵素部門につきましては、主力製品であるチーズ用凝乳酵素「レンネット」の新規顧客開拓、海外主要顧客との関係強化等によって既存製品のシェア拡大に努めるとともに、改良次世代製品の欧・米・豪州での普及に注力し、売上の拡大に努めてまいります。多様な用途を持つ脂肪分解酵素「リパーゼ」やリン脂質製造酵素「ホスホリパーゼ」につきましては、新規用途および顧客開拓、主力製品以外の製品の用途開発を通して、これらの

製品の販売拡大に取り組んでまいります。また中長期的な視野に立って「レンネット」第三世代製品の開発や「リパーゼ」の改良にも取り組みます。さらに「レンネット」、「リパーゼ」とは異なる新規の酵素製品の開発も促進し、早期の実用化を目指してまいります。

薬品部門では、MRI（磁気共鳴画像）診断用肝臓造影剤『リゾビスト』の原薬「フェルカルボトラン」を始めとする磁性流体「デキストランマグネタイト」について、癌転移検出や新たな造影法での標識としての応用、新規MRI造影剤の開発研究などをさらに促進してまいります。また、医薬品などの原料である「デキストラン」の食品用途の開拓、「デキストラン」から合成した誘導体の化粧品素材や臨床検査用試薬などでの販売拡大と新規機能の開発を推進し、特に海外向けの販売を強化してまいります。混合飼料「ヘルシーフレンド」につきましても、引き続き顧客開拓と国内外での販売促進に注力し、改良にも取り組んでまいります。

いずれの分野でも国内外からの安全に対する要請が強まっておりますので、食品用途に関しましてはFSSC22000、医薬用途におきましては原薬GMPガイドラインに則り、生産管理、品質管理基準の向上に取り組み、事業基盤の強化に努めてまいります。

今後とも時代の変化に対応し、お客様に信頼され社会に貢献できる企業として継続的に発展するよう、全社を挙げて努力する所存であります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 71 期 (平成25年3月期)	第 72 期 (平成26年3月期)	第 73 期 (平成27年3月期)	第74期(当期) (平成28年3月期)
売 上 高(百万円)	19,216	19,302	20,080	21,390
経 常 利 益(百万円)	31	129	224	951
親会社株主に帰属する 当期純利益または(百万円) 当期純損失(△)	47	△261	64	763
1株当たり当期純利益 または当期純損失(円)	2.85	△15.57	3.86	45.40
総 資 産(百万円)	45,850	46,687	51,972	51,807
純 資 産(百万円)	33,378	34,254	38,701	38,670

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
株式会社エースペーカー	40,000 千円	100.00 %	食品の製造販売
名糖乳業株式会社	30,000	100.00	食品の製造販売
プリンスゴルフ株式会社	20,000	100.00	ゴルフ場経営

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
名糖アダムス株式会社	180,000 千円	50.00 %	食品の製造

④ 事業年度末における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

当社グループは食品、化成品の製造販売および不動産事業を営んでおり、主要な製品等は次のとおりであります。

事業	主要製品等
食品事業	チョコレート、バウムクーヘン、粉末飲料、ゼリー、アイスクリーム、キャンディ
化成品事業	レンネット（チーズ用凝乳酵素）、リパーゼ（脂肪分解酵素）、デキストラン（血漿増量剤、血流改善剤等）、香料（食品添加物）、デキストラン・サルフェート（高脂血症剤等）、混合飼料、デキストランマグネタイト（MRI造影剤、医療機器材料等）、デキストラン鉄（動物薬）
不動産事業	ゴルフ場の経営、不動産賃貸

(7) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	名古屋市西区笹塚町二丁目41番地
支店	東京支店（東京都府中市）、名古屋支店（名古屋市西区）、大阪支店（大阪市福島区）、福岡支店（福岡県福津市）
工場	名古屋工場（名古屋市西区）、枇杷島工場（愛知県清須市）、小牧工場（愛知県小牧市）、八王子工場（東京都八王子市）、福岡工場（福岡県福津市）

② 子会社

株式会社エースベーカーリー（愛知県小牧市）
名糖乳業株式会社（福岡県飯塚市）
プリンスゴルフ株式会社（福岡県宮若市）

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
510名	15名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（年間平均人員201名）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	488 百万円
株式会社大垣共立銀行	298

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,265,000株 (自己株式 4,398,147株を含む)
- (3) 株主数 10,672名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
名糖産業取引先持株会	1,021	6.06
興和株式会社	920	5.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	785	4.66
高砂香料工業株式会社	753	4.46
三井住友信託銀行株式会社	713	4.23
興和新薬株式会社	640	3.80
株式会社大垣共立銀行	600	3.56
名糖運輸株式会社	537	3.18
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	453	2.69
東邦瓦斯株式会社	453	2.69

- (注) 1. 当社は自己株式4,398千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

発行決議の日	平成23年6月29日
当社役員の保有状況	
取締役(社外取締役を除く)	540個(5名)
社外取締役	—
監査役	20個(1名)
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 56,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1,100円
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日から 平成28年7月31日まで

(注) 監査役が保有している新株予約権は、執行役員在任中に交付されたものであります。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重要な兼職の状況
小 島 寛 志	代表取締役社長	名糖アダムス株式会社代表取締役副社長 株式会社エースペーカーリー代表取締役社長 プリンスゴルフ株式会社代表取締役社長
加 藤 重 昭	常務取締役 化成品事業部長兼化成品営業部長 兼東京研究所長	
瀧 川 敦 志	取 締 役 名古屋工場長	
三 矢 益 夫	取 締 役 業務部長兼食品開発部長	
山 崎 潔	取 締 役 総務部長兼経理部長	
山 下 喜 郎	取 締 役	大和産業株式会社専務取締役
佐 野 佳 之	常勤監査役	
寺 澤 弘	監 査 役	弁護士 日邦産業株式会社社外監査役
稲 越 千 束	監 査 役	公認会計士 セブン工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役山下喜郎氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役寺澤 弘氏および稲越千束氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役稲越千束氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の役員の変動
- (1) 平成27年6月25日開催の第73期定時株主総会において、山崎 潔氏は取締役に選任され、就任いたしました。
- (2) 平成27年6月25日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって、水谷彰宏氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 当事業年度中の役員の変動
- 平成28年3月25日付をもって、小島寛志氏は株式会社エースペーカーリー代表取締役社長に就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 員	報 酬 等 の 額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	76,700千円 (4,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	18,300千円 (5,700千円)

- (注) 1. 平成19年6月28日開催の第65期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額1億3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は年額2,400万円以内と決議いただいております。
2. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

取締役 山下喜郎

- ① 重要な兼職先と当社との関係
大和産業株式会社業務執行取締役であります。同社は、当社と原材料購入等の取引があり、また、健康保険組合を同じくする会社でもあります。
- ② 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会8回の全てに出席いたしました。客観的な観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

監査役 寺澤 弘

- ① 重要な兼職先と当社との関係
日邦産業株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会8回および監査役会10回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

監査役 稲越千束

- ① 重要な兼職先と当社との関係
セブン工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会8回のうち6回および監査役会10回のうち8回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 34,000千円
- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業理念、経営基本姿勢および企業行動憲章を定め、当社企業グループ全体にこれらを遵守する体制を敷く。
- ② 「名糖産業グループコンプライアンスマニュアル」（以下「コンプライアンスマニュアル」という）を制定し、これに基づきコンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス事務局および各部署にコンプライアンス責任者を置く。
- ③ 「コンプライアンスマニュアル」の実施要領の中で、次のことを定めて運用する。
 - ・ 企業行動憲章を役員および社員に周知徹底するとともに広く社会へ周知する。
 - ・ コンプライアンスの理解のための教育を通じ、役員および社員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたる。
 - ・ 内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることを知った場合は、事務局または社外顧問弁護士宛に通報する。（なお、会社は、通報内容を秘守するとともに、通報者に対しては何ら不利益を受けることがない体制を整備した。）
 - ・ 万一問題が発生した場合は、コンプライアンス責任者が速やかに解決にあたり、内容によりコンプライアンス委員会にて審議し、対応する。
 - ・ 違反した場合には、社内規則または取締役会において処分する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するものとし、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整える。
- ⑤ このほか、日常発生する法律問題全般に関しては、弁護士と顧問契約を結び、助言と指導を適時受けられる体制を設ける。

(2) 損失の危険の管理に関する体制

- ① 食品事業においては、ISO9001の導入による品質保証体制と「食品事故危機管理マニュアル」に基づき食品事故防止委員会を設け、化成品事業においては、「医薬品および医薬部外品の製造管理および品質管理規則（GMP）」に基づく品質保証体制のもとに、それぞれ教育訓練・システム検証等を実施し、損失の危険の管理を行う。また、有事には必要に応じ、広報・PL事故等の対応委員会を設置して全社的に対応する。
 - ② 大規模自然災害や新型感染症等の発生により会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える事項については、「事業継続計画（BCP）」を定め事業中断等のリスクを可能な限り低減する体制を整える。
 - ③ 債権管理については、食品事業は営業本部の管轄の下、「販売管理規程」に基づき、各支店が必要に応じ信用調査を実施し、化成品事業は回収リスクの高い海外との直接取引について、同事業部または経理部ができる限り貿易一般保険や銀行保証などのリスクヘッジを行い、重ねて経理部が計数的管理を行う。
 - ④ 平時においては、部門ごとに予見可能なリスクを洗い出し、そのリスク軽減に取り組む。
- ## (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 「組織規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」等の社内規則を整備し、各部門の権限と責任を明確にするとともに、収益管理を徹底、追求する体制を整える。
 - ② 統制環境としては、代表取締役および担当取締役が出席して各事業の進捗を報告する月次決算報告会を毎月開催しており、このほか経営環境の分析、利益計画の進捗状況の把握および社内組織の整備等を目的とした各種会議を定期的に、また必要に応じ開催し、そのうち、部署長（部長・工場長・支店長等）以上で構成する会議には、代表取締役社長、担当取締役および執行役員が出席する。
 - ③ 業務の運営については、目標管理制度を導入しており、各年度の予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行し、監視する。
 - ④ 日常の職務遂行については、「稟議規程」に基づき、稟議事項の明確化、徹底化を社内に浸透させ、重要事項については必ず決裁権者の決裁を受ける体制を整え、全社的に日々実践する。

- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 文書等の保存については、法令・社内規則に基づき行う。
 - ② 情報の管理については、情報ネットワークに関する使用規定および運用ルールを定めており、個人情報に関しては、「個人情報保護マニュアル」を制定し、これに基づき、基本方針ならびに運用規則を定めて対応する。
- (5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社企業グループ全体のコンプライアンスは、「コンプライアンスマニュアル」に基づき、コンプライアンス委員会が統括・推進しており、グループ各社にコンプライアンス責任者を置く。また、相談・通報体制については、その範囲をグループ全体とする。
 - ② グループ各社の経営については、当社取締役が各社の取締役を一部兼務するが、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行い、健全性、効率性等の向上を図る。
 - ③ 当社企業グループの財務報告の信頼性を確保することについては、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、これに基づき社長を委員長とする内部統制委員会を設ける等、有効かつ適切な「内部統制報告書」を提出するための体制を整える。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に応じて、総務部および経理部の要員がその任務にあたる。
 - ② 上記の要員が監査役の要請による任務を遂行する場合は、取締役からの独立性を確保する。
- (7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを知った場合は、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、監査役の要請があるときは、会社の業務および財産の状況に関して必要な報告および情報提供を行う。
なお、当社は、監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な処遇を一切行わない。

- ② 代表取締役は、必要に応じ随時、監査役および会計監査人と情報の交換を行うとともに、経営に影響を及ぼす重要事項について協議する。
- ③ 監査役は、取締役会に出席し、常勤監査役は、月次決算報告会等にも出席し、取締役の業務執行を監査するとともに、経営上および事業展開上の問題点の指摘ならびに改善点の勧告を積極的に行う。また、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

7. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当事業年度に実施した当社の業務の適正を確保する体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

当社は、当社企業グループ全体のコンプライアンスを統括・推進するコンプライアンス委員会を1回開催しました。当該委員会では、業務遂行上のコンプライアンス状況を審議し、必要な情報を取締役会に報告することとしております。

(2) リスク管理

食品事故防止委員会を2回開催し、重大事故の発生の防止または重大事故が発生した場合の被害を最小限とすることを目的に、危機管理体制強化に取り組みました。

(3) 取締役の職務執行

当社は、取締役会を8回開催し、法令や定款に定められた事項や経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。また、代表取締役および担当取締役が出席する月次決算報告会、生産報告会を毎月開催し、各事業の進捗を分析・評価しました。

(4) 監査役の職務執行

監査役会を10回開催し、職務執行の状況について報告するとともに、監査役相互による意見交換等を行いました。また、監査役は取締役会に出席し、常勤監査役は、月次決算報告会等にも出席し、経営上および事業展開上の問題点の指摘ならびに改善点の勧告を積極的に行いました。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,039	流動負債	5,021
現金及び預金	2,710	支払手形及び買掛金	2,261
受取手形及び売掛金	4,222	短期借入金	150
有価証券	702	1年内返済予定の長期借入金	174
商品及び製品	943	未払金	242
仕掛品	446	未払費用	1,712
原材料及び貯蔵品	824	未払法人税等	242
繰延税金資産	177	返品調整引当金	8
その他	33	その他	227
貸倒引当金	△22	固定負債	8,115
固定資産	41,767	長期借入金	462
有形固定資産	10,695	繰延税金負債	4,571
建物及び構築物	4,191	役員退職慰労引当金	19
機械装置及び運搬具	2,929	退職給付に係る負債	2,838
工具器具及び備品	109	その他	223
土地	3,180	負債合計	13,136
建設仮勘定	285	(純資産の部)	
無形固定資産	68	株主資本	26,124
投資その他の資産	31,003	資本金	1,313
投資有価証券	30,759	資本剰余金	76
長期貸付金	16	利益剰余金	33,149
繰延税金資産	2	自己株式	△8,414
その他	301	その他の包括利益累計額	12,429
貸倒引当金	△76	その他有価証券評価差額金	12,656
		退職給付に係る調整累計額	△226
		新株予約権	116
		純資産合計	38,670
資産合計	51,807	負債・純資産合計	51,807

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,390
売 上 原 価		14,270
売 上 総 利 益		7,119
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,637
営 業 利 益		482
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	502	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	24	
そ の 他	16	543
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14	
そ の 他	60	74
経 常 利 益		951
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	203	203
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	111	111
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,043
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	329	
法 人 税 等 調 整 額	△50	279
当 期 純 利 益		763
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		763

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,313	76	32,790	△8,541	25,638
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△369		△369
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			763		763
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△35	128	92
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	358	127	485
当 期 末 残 高	1,313	76	33,149	△8,414	26,124

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	13,011	△86	12,925	137	38,701
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△369
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					763
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 処 分					92
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△355	△140	△495	△21	△516
当 期 変 動 額 合 計	△355	△140	△495	△21	△30
当 期 末 残 高	12,656	△226	12,429	116	38,670

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	株式会社エースベーカリー、名糖乳業株式会社、プリンスゴルフ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数	1社
会社等の名称	名糖アダムス株式会社

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

会社等の名称	名糖株式会社 株式会社名糖蓼科山荘 南京名糖旺旺食品有限公司
--------	--------------------------------------

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法の適用会社は、決算日が連結決算日と異なっており、適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社エースベーカリー、名糖乳業株式会社、プリンスゴルフ株式会社の決算日は12月31日ではありますが、事業年度の末日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えないため、各社の同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、平成28年1月1日から連結決算日平成28年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)
---------	--

時価のないもの	移動平均法による原価法
---------	-------------

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

・機械及び装置

主として、定額法

ただし、連結子会社2社は定率法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

・平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）

定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

・その他の有形固定資産

定率法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、当社の建物のうち、昭和47年3月期以前の取得にかかる設備については、会社基準による耐用年数を採用しております。

② 無形固定資産

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金

当社は販売した菓子および飲料の返品に備えるため、これに対応する返品見込額の売買利益相当額および返品された製品の価値減少相当額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

連結子会社1社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の翌連結会計年度に全額費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(5) 追加情報

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.6%、平成30年4月1日以降のものについては30.4%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が233百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が31百万円、その他有価証券評価差額金が269百万円、退職給付に係る調整累計額が△4百万円それぞれ増加しております。

会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。）、
「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。）、
および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

設備資金借入金488百万円（長期借入金400百万円、1年以内返済予定の長期借入金88百万円）の担保に供しているものは、次のとおりであります。

機械装置及び運搬具	310百万円（帳簿価額）
土地	89 〃 （ 〃 ）
計	400百万円（帳簿価額）

2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,090百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式 21,265,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通 株式	369	22.00	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 337百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 20.00円
- ④ 基準日 平成28年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成28年6月29日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 410,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金の使途は主として運転資金であります。長期借入金の使途は主として設備投資であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	2,710	2,710	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,222	4,222	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	29,239	29,239	—
(4) 支払手形及び買掛金	(2,261)	(2,261)	—
(5) 短期借入金	(150)	(150)	—
(6) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	(637)	(640)	2

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

- (4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）
変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社および子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。
固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,222百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,285円82銭
1 株当たり当期純利益	45円40銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を決議し、実施いたしました。

1. 消却する株式の種類 当社普通株式
2. 消却する株式の数 4,000,000株
(消却前発行済株式総数に対する割合18.8%)
3. 消却日 平成28年5月20日

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,795	流動負債	3,378
現金及び預金	2,542	支払手形	250
受取手形	198	買掛金	1,116
売掛金	3,059	未払金	180
有価証券	702	未払費用	1,460
商品及び製品	931	未払法人税等	225
仕掛品	442	返品調整引当金	8
原材料及び貯蔵品	722	その他の他	136
繰延税金資産	177	固定負債	7,120
その他	41	繰延税金負債	4,659
貸倒引当金	△22	退職給付引当金	2,404
固定資産	40,202	その他の他	55
有形固定資産	9,782	負債合計	10,499
建物	3,755	(純資産の部)	
構築物	303	株主資本	25,779
機械及び装置	2,232	資本金	1,313
車輛運搬具	13	資本剰余金	76
工具器具及び備品	98	資本準備金	76
土地	3,092	利益剰余金	32,804
建設仮勘定	285	利益準備金	328
無形固定資産	64	その他利益剰余金	32,476
投資その他の資産	30,355	配当準備積立金	720
投資有価証券	29,979	固定資産圧縮積立金	891
関係会社株式	172	別途積立金	29,800
関係会社出資金	84	繰越利益剰余金	1,064
長期貸付金	16	自己株式	△8,414
その他	168	評価・換算差額等	12,602
貸倒引当金	△66	その他有価証券評価差額金	12,602
資産合計	48,997	新株予約権	116
		純資産合計	38,498
		負債・純資産合計	48,997

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		15,151
売 上 原 価		9,674
売 上 総 利 益		5,477
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,223
営 業 利 益		254
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	519	
そ の 他	14	533
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 売 却 損	35	
そ の 他	23	59
経 常 利 益		728
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	203	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	184	388
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	111	111
税 引 前 当 期 純 利 益		1,005
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	311	
法 人 税 等 調 整 額	△50	261
当 期 純 利 益		744

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,313	76	328	720	871	29,800	745	32,464	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当							△369	△369	
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加					20		△20	—	
当 期 純 利 益							744	744	
自己株式の取得									
自己株式の処分							△35	△35	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	20	—	319	339	
当 期 末 残 高	1,313	76	328	720	891	29,800	1,064	32,804	

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△8,541	25,312	13,001	137	38,451
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△369			△369
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の増加		—			—
当 期 純 利 益		744			744
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	128	92			92
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△398	△21	△420
当 期 変 動 額 合 計	127	466	△398	△21	46
当 期 末 残 高	△8,414	25,779	12,602	116	38,498

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

機械及び装置

定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）

定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

その他の有形固定資産

定率法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、建物のうち、昭和47年3月期以前の取得にかかる設備については、会社基準による耐用年数を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金

販売した菓子および飲料の返品に備えるため、これに対応する返品見込額の売買利益相当額および返品された製品の価値減少相当額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の翌事業年度に全額費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

5. 追加情報

法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.6%、平成30年4月1日以降のものについては30.4%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が237百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が31百万円、その他有価証券評価差額金が269百万円それぞれ増加しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 17,219百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 連結子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。 | |
| 株式会社エースペーカリー | 200百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| (1) 短期金銭債権 | 12百万円 |
| (2) 短期金銭債務 | 13百万円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	323百万円
仕入高	195百万円
営業取引以外の取引による取引高	24百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数	
普通株式	4,398,147株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。なお、繰延税金資産から控除した評価性引当額は643百万円であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,275円60銭
1 株当たり当期純利益	44円26銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を決議し、実施いたしました。

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| 1. 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 消却する株式の数 | 4,000,000株
(消却前発行済株式総数に対する割合18.8%) |
| 3. 消却日 | 平成28年5月20日 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

名糖産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏 木 勝 広 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 實 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名糖産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名糖産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

名糖産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏木 勝 広 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 實 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名糖産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

名糖産業株式会社 監査役会

常勤監査役 佐野 佳之 ㊟

社外監査役 寺澤 弘 ㊟

社外監査役 稲越 千束 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の経営基盤強化に向けた内部留保を図りつつ、株主の皆様に対しては安定的な配当を維持継続することを利益配分の基本とし、さらに会社業績などに応じて増配を実施する方針であります。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額 337,337,060円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

平成28年5月20日付で、自己株式4,000,000株を消却いたしましたので、別途積立金を取り崩すこととさせていただきたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額
別途積立金 7,600,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 7,600,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、取締役会の決議によって法令に定める範囲内で損害賠償責任を一部免除することができる旨の規定を新設するとともに、平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、業務執行取締役以外の取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結できることが認められましたので、業務執行取締役以外の取締役および社外監査役でない監査役との間でも損害賠償責任を限定する契約を締結できるように規定を変更するものであります。

なお、定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任免除) 第28条 (新設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第28条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)</u>の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>業務執行取締役以外の取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (社外監査役の責任免除) 第37条 (新設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第37条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さのよしゆき 佐野佳之 (昭和28年5月23日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年6月 当社食品開発部長 平成21年6月 当社執行役員食品開発部長 平成24年6月 当社監査役(現任)	14,100株
2	いなこしちづか 稲越千束 (昭和24年6月15日生)	昭和50年3月 監査法人伊東会計事務所 昭和55年9月 公認会計士登録 平成10年7月 同監査法人代表社員 平成23年7月 有限責任あずさ監査法人退所 平成24年6月 当社監査役(現任) 平成26年6月 セブン工業(株)社外監査役(現任)	0株
3	※ みやひろのり 宮博則 (昭和51年3月7日生)	平成19年9月 弁護士登録 寺澤綜合法律事務所入所	0株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 佐野佳之氏は、当社の開発部門での実務を通して、豊富な経験と当社の事業内容に対する深い見識を有しており、監査役の職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者といたしました。
4. 社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 稲越千束および宮 博則の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は稲越千束氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。また、宮 博則氏につきましても、本議案の承認可決を前提に、両取引所に独立役員として届け出ております。
- (2) 社外監査役候補者とする理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができる理由について
- ① 稲越千束氏につきましては、公認会計士として財務および会計に関する知見を当社の監査体制に活かしていただくため選任をお願いするものであります。また、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務・法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- ② 宮 博則氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を当社の監査体制に活かしていただくため選任をお願いするものであります。また、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営に関する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 稲越千束氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 監査役との責任限定契約について
- ① 佐野佳之氏の再任が承認された場合、第2号議案が原案どおり可決されることを条件として、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
- ② 稲越千束氏は、現在当社の社外監査役であり、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- ③ 宮 博則氏の再任が承認された場合は、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
おお た けん いち 太 田 賢 一 (昭和14年10月23日生)	昭和42年3月 監査法人伊東会計事務所 昭和44年9月 公認会計士登録 平成6年12月 同監査法人代表社員 平成15年6月 中央青山監査法人退所 平成16年6月 当社監査役 平成24年6月 当社監査役退任	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 太田賢一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏につきましては、公認会計士として財務および会計に関する知見を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 太田賢一氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業財務・法務に精通し、企業経営に関する高い見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 太田賢一氏は、過去に当社の社外監査役でした。
5. 太田賢一氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

株主総会 会場ご案内



名古屋市西区花の木二丁目18番23号
名古屋市西文化小劇場(名古屋市西図書館地下3階)
電話 (052) 523-0080

- 地下鉄 鶴舞線「浄心」駅下車、4番出口より南へ徒歩約5分
- 市バス 名古屋駅バス停留所 2番のりば
・名駅12 如意車庫前行き「西区役所」下車、北へ徒歩約3分

駐車場(有料)は台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。